

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省令〕

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (環境五)

### 〔告示〕

○ 地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件 (総務一六〇)

○ 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 (法務一一五)

○ 児童福祉法施行規則第六十一条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件 (厚生労働一〇五)

○ 保安林の指定をする件 (農林水産七八〇～七九四)

○ 令和二年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件 (同七九五)

○ 砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通四九八、五〇〇、五〇一)

○ 砂防法第二条の土地の指定を解除する件 (同四九九)

○ 直轄砂防工事を施行する件 (同五〇二)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

法務省 財務省

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 労働

最低賃金の改正決定に関する公示 (青森労働局最低賃金公示一、岩手同一、福井同一、長野同一、静岡同一、佐賀同一、宮崎同一)

### 〔公告〕

### 諸事項

官庁  
司法書士懲戒処分関係  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係  
特殊法人等  
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係  
会社その他

## 省

## 令

### ○ 環境省令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第三十七号) 第十二条第一項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第六条第一項第二号ロ(3)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月四日

環境大臣 原田 義昭

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和四十六年厚生省令第三十五号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という) は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量)</p> <p>第七条の八 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 廃プラスチック類の処理施設において、令第六条の十一第二号に掲げる者(以下「優良産業廃棄物処分業者」という。)が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、当該施設の日当たりの処理能力に相当する数量に二十八を乗じて得られる数量とする。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第九條の二 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者(以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。)に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲</p>	<p>(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量)</p> <p>第七条の八 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第九條の二 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者(以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。)に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同</p>

ける基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3・4 (略)

5 申請者は、直前の事業年度(申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

6・7 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六ヶ月間(申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

三〇八 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可証)

第十條の二 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号(優良産業廃棄物収集運搬業者にあつては、様式第七号の二)による許可証を交付しなければならぬ。

条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3・4 (略)

5 申請者は、直前の事業年度(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

6・7 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六ヶ月間(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

三〇八 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可証)

第十條の二 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号(令第六条の九第二号に掲げる者にあつては、様式第七号の二)による許可証を交付しなければならぬ。

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十條の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇八 (略)

九 申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3 (略)

4 申請者は、直前の事業年度(申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

5・6 (略)

(産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
第十條の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六ヶ月間(申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

三〇八 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十條の四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇八 (略)

九 申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3 (略)

4 申請者は、直前の事業年度(申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

5・6 (略)

(産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
第十條の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六ヶ月間(申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

三〇八 (略)

（産業廃棄物処分量の許可証）

第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分量の許可をしたとき、又は法第十四条の第二項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号（優良産業廃棄物処分量者にあつては、様式第九号の二）による許可証を交付しなければならない。

（産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十条の九（略）

2 第九条の第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第七項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第五項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「」に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項（第九号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、産業廃棄物処分量の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第四項中「申請者が優良産業廃棄物処分量者に該当するものとして法第十四条第

（産業廃棄物処分量の許可証）

第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分量の許可をしたとき、又は法第十四条の第二項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号（令第六条の十一第二号に掲げる者にあつては、様式第九号の二）による許可証を交付しなければならない。

（産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十条の九（略）

2 第九条の第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第七項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第五項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「」に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項（第九号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、産業廃棄物処分量の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第四項中「申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第

七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「」に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十条の二十一（略）

2 第九条の第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第七項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第五項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「」に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分量の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるの

十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「」に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十条の二十二（略）

2 第九条の第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第七項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第五項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「」に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分量の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるの

は「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六の三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで」と読み替えるものとする。

は「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六の三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで」と読み替えるものとする。

附則

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

2 (検討)

環境大臣は、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第七条の八第一項第三号の規定について、廃プラスチック類の処理の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

告

示

○総務省告示第百六十号

令和元年九月三日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の居住困難区域（以下「居住困難区域」という。）であつた区域のうち、次の区域について、居住困難区域の指定を解除する。

令和元年九月四日

総務大臣 石田 真敏

大熊町大字熊

- 字錦台一七三番地から一七八番地、一七九番地一、一七九番地二、一八〇番地一、一八〇番地二、一八一番地一、一八一番地二、一八二番地一、一八二番地二、一八三番地一、一八三番地二、一八四番地一、一八四番地二、一八五番地一、一八五番地二、一八六番地から一八八番地、一八九番地一、一九〇番地、一九一番地一

大字大川原

- 字手の倉の全ての区域
- 字西平の全ての区域
- 字南平の全ての区域

大熊町内国有林警城森林管理署

五二八林班、五三四林班及び五三六林班

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第百十五号

戸籍法第百八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

令和元年九月四日

法務大臣 山下 貴司

新潟県加茂市長

○厚生労働省告示第百五号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六條の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十六年厚生労働省告示第百七十二号）の一部を次の表のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和元年九月四日

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

	改正後	改正前
改正	<p>児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六條の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から十年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）以上従事し、指定保育士養成施設において規則第六條の十第二項の筆記試験科目（同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。）に相当する教科目を修得すること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六條の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から五年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）以上従事し、指定保育士養成施設において規則第六條の十第二項の筆記試験科目（同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。）に相当する教科目を修得すること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>